



国際スワップ・デリバティブズ協会

国際スワップ・デリバティブズ協会により 2013年8月19日に公表された

クロスボーダー・スワップに関する表明書

2013年7月26日、CFTCは、CFTCが米国に関連しない要素を有するスワップ取引に対して管轄権を主張する場合についてのガイダンスを述べた「一定のスワップ規制遵守に関する解釈ガイダンス及び政策声明 (Interpretive Guidance and Policy Statement Regarding Compliance with Certain Swap Regulations)」を公表した。本書によって、市場参加者はカウンターパーティーに対して、解釈ガイダンスによって種々のCFTCスワップ規制の遵守が要求されるか否かを判断するために必要な、地位の表明を行うことができる。本書中の表明は、当該判断を行うことのみを目的とするものである。

本書において使用される大文字で始まる用語は、別紙Iに定義される。

I. 米国人に関する表明

指図： 該当するボックスをチェックし、以下の2つのうちいずれかの表明を行うこと。

米国人でないこと

- 当社は、当社が米国人カテゴリーのいずれにも該当しないと合理的に考えていること、また、そうでなければ、当社が解釈ガイダンスにおける「米国人」とみなされないであろうと誠実に考えていることをここに表明する。スワップ取引の締結前に当社が貴社に対して適時に書面による別段の通知を行わない限り、本表明は、当社が貴社とスワップ取引を締結する度に反復されたものとみなされる。

* This Japanese translation is for reference only. Parties should always execute the English original in conducting transactions. Although every effort has been made to ensure the accuracy of this translation, due to differences in grammar and legal terminologies, the possibility that terms or words used in the Japanese translation may have different meanings or connotations from the English original cannot be ruled out. Therefore, this Japanese translation should not be relied upon by any person in making any decision or taking any action. If there exists any difference between this Japanese version and the English version, the English version should govern.

*本日本語訳は参考訳であり、英語を原本といたします。本参考訳ではできる限り正確な翻訳を行っておりますが、英語と日本語の間には文法や法的・言語的な概念の違いがあり、それぞれの言語においても1つの語に対して複数の解釈が可能です。したがって、本参考訳の正確性及び信頼性は保証されるものではありません。原文と本参考訳の間に齟齬がある場合には、原文の内容が優先します。

米国人であること

- 当社は、当社が米国人カテゴリーのうちの1つ又は複数に該当する、又は、そうでなければ、当社が解釈ガイダンスにおける「米国人」とみなされるであろうと合理的に考えていることをここに表明する。スワップ取引の締結前に当社が貴社に対して適時に書面による別段の通知を行わない限り、本表明は、当社が貴社とスワップ取引を締結する度に反復されたものとみなされる。

II. 非米国人に関する追加の表明

指図： パート I で1つ目のボックス（「米国人ではないこと」）をチェックした場合は、以下のセクション(A)及び(B)において各々1つずつボックスをチェックすること。

非米国人が「関連会社コンデュイット」である場合又は米国人による保証を受けている場合に、一定の CFTC スワップ規制が非米国人との取引に適用されるため、本情報が必要となる。

(A) 関連会社コンデュイットに関する表明

関連会社コンデュイットではないこと

- 当社は、関連会社コンデュイット要因を含む解釈ガイダンス中の該当するガイダンスに基づき、当社が解釈ガイダンスにおいて「関連会社コンデュイット」として分類されないであろうと合理的に考えていることを、ここに表明する。スワップ取引の締結前に当社が貴社に対して適時に書面による別段の通知を行わない限り、本表明は、当社が貴社とスワップ取引を締結する度に反復されたものとみなされる。

関連会社コンデュイットであること

- 当社は、関連会社コンデュイット要因を含む解釈ガイダンス中の該当するガイダンスに基づき、当社が解釈ガイダンスにおいて「関連会社コンデュイット」として分類されるであろうと合理的に考えていることを、ここに表明する。スワップ取引の締結前に当社が貴社に対して適時に書面による別段の通知を行わない限り、本表明は、当社が貴社とスワップ取引を締結する度に反復されたものとみなされる。

(B) 保証に関する表明

米国人による保証を受けていないこと

- 当社は、スワップ取引の締結前に当社が貴社に対して適時に書面による別段の通知を行わない限り、当社が貴社とスワップ取引を締結する度に当該時点において、当該スワップに関して貴社に対する当社の債務は、米国人カテゴリーのいずれにも該当しないと当社が合理的に考える者、及び、そうでなければ、解釈ガイダンスにおける「米国人」とみなされないであろうと当社が誠実に考える者によって提供される保証以外の、（当社が認識している）いかなる保証も受けていないことを、ここに表明する。

米国人による保証を受けていること

- 当社は、スワップ取引の締結前に当社が貴社に対して適時に書面による別段の通知を行わない限り、当社が貴社とスワップ取引を締結する度に当該時点において、当該スワップに関して貴社に対する当社の債務は、米国人カテゴリーのうちの1つ若しくは複数に該当すると当社が合理的に信じる者、又は、そうでなければ、解釈ガイダンスにおける「米国人」とみなされるであろう者によって提供される保証を受けていることを、ここに表明する。

追加の指図：セクション(B)で2つ目のボックス（「米国人による保証を受けていること」）をチェックした場合は、以下のセクション(C)(1)において、かかる保証が金融機関により提供されているものか否かを、また、セクション(C)(2)において、貴社がスワップ・ディーラーと関連があるか否かを明示すること。

(C)(1) 金融機関保証人

金融機関による保証でないこと

- 当社はさらに、スワップ取引の締結前に当社が貴社に対して適時に書面による別段の通知を行わない限り、当社が貴社とスワップ取引を締結する度に当該時点において、当該スワップに関する貴社に対する当社の債務を補完する保証を提供している、解釈ガイダンスにおける「米国人」とみなされるであろういかなる者も、金融機関ではないと当社が合理的に考えていることを、貴社に対して表明する。

金融機関による保証であること

- 当社はさらに、スワップ取引の締結前に当社が貴社に対して適時に書面による別段の通知を行わない限り、当社が貴社とスワップ取引を締結する度

署名： _____

氏名： _____

役職： _____

別紙 I：定義

「**関連会社コンデュイト要因 (Affiliate Conduit Factors)**」とは、非米国人が「関連会社コンデュイト」であるか否かを判断するにあたり関連する、解釈ガイダンスにおいて特定された4つの要因をいう³。情報提供のみを目的として、以下に当該要因の原文（関連する解釈上の内容は除く。）を記載する。

- (i) 非米国人が米国人の過半数被所有関連会社であること⁴。
- (ii) 非米国人が、米国人を支配している、米国人によって支配されている、又は米国人と共通の支配下にあること⁵。
- (iii) 非米国人の財務内容が、米国人の連結財務諸表に含まれていること。
- (iv) 非米国人が、その米国関連会社が直面するリスクをヘッジ若しくは軽減する目的で、又はその米国関連会社のためにポジションを取り、第三者とのスワップのリスク及び利益をその米国関連会社に移転するために、その米国関連会社と相殺し合うスワップ又はその他の取決めを行う目的で、通常の業務上、非米国人である第三者とスワップ取引に従事すること。

「**CEA**」とは、商品取引所法 (U.S. Commodity Exchange Act)（改正を含む。）をいう。

「**CFTC**」とは、米国商品先物取引委員会 (U.S. Commodity Futures Trading Commission) をいう。

「**CFTCスワップ規制 (CFTC Swap Regulations)**」とは、スワップに適用され、またドッド・フランク・ウォール街改革及び消費者保護法のタイトルVIIに基づき公布される又はその他の方法によりCFTCによって解釈ガイダンスの対象である旨指定された、CFTCにより採用又は公表される、随時効力を有する規則、規制、指令及び解釈をいう⁶。

³ CFTC の「関連会社コンデュイト」（又は「コンデュイト関連会社」）の解釈に関する詳解については、解釈ガイダンスの 45358 から 45359 ページを参照。この詳解において、「関連会社コンデュイト」という用語はスワップ・ディーラーの関連会社を含むよう意図されていないことが示唆されている点に留意されたい。

⁴ 本要因の解釈上の過半数被所有関連会社の概念については、解釈ガイダンス脚注 591 で述べられている。

⁵ 本要因の解釈上の「支配」の概念については、解釈ガイダンス脚注 592 で述べられている。

⁶ スワップ規制への「米国人」の概念の適用は、解釈ガイダンスの 45316 ページにおいて述べられており、関連する「スワップ行為」の概念については 45297 ページ脚注 38 において述べられている。

「**金融機関 (Financial Entity)**」とは、商品取引所法（改正を含む。）の第 2 条 (h)(7)(C)において定義される「金融機関」をいう。

「**保証 (Guarantee)**」とは、スワップに関連して、ある者が第三者に発生し得る潜在的損失に対する資金支援若しくは資金提供を行うことを約する契約又は取決めをいう⁷。

「**解釈ガイダンス (Interpretive Guidance)**」とは、随時CFTCによって修正又は補完される、一定のスワップ規制遵守に関する解釈ガイダンス及び政策声明（the *Interpretive Guidance and Policy Statement Regarding Compliance with Certain Swap Regulations*）78 Fed. Reg. 45292 (2013 年 7 月 26 日)をいう⁸。

「**スワップ (Swap)**」とは、CEA 第 1 条 a(47)及び CFTC 規則 1.3(xxx)に定義される「スワップ」をいう。また、「スワップ」という用語には、米国財務長官が商品取引所法第 1 条 a(47)(E)に基づく権限により「スワップ」としての規制から除外した外国為替スワップ及び外国為替フォワードが含まれる。

「**スワップ・ディーラー (Swap Dealer)**」とは、CEA 第 1 条 a(49)及び CFTC 規則 1.3(ggg)に定義される「スワップ・ディーラー」をいう。

「**スワップ取引 (Swap Transaction)**」とは、スワップの権利又は義務の履行、終了、譲渡、更改、交換、移転、修正、財産権移転若しくは消滅を含め、2 者以上の当事者間の新たなスワップの発生をもたらす又は当事者間の既存のスワップの条件の変更をもたらすあらゆる取引をいう。

「**米国 (United States 又は U.S.)**」とは、アメリカ合衆国、その州、コロンビア特別区、プエルトリコ、米国領ヴァージン諸島、及びその他の米国政府の準州若しくは領地、又は米国政府、その機関若しくは代行機関の飛び領土をいう。

「**米国人カテゴリー(U.S. Person Categories)**」とは、解釈ガイダンスに定められた、「米国人」として列挙されたカテゴリーをいう⁹。情報提供のみを目的として、以下に当該カテゴリーの原文（関連する解釈上の内容は除く。）を記載する。

- (i) 米国の居住者であるあらゆる自然人
- (ii) 死亡時において米国の居住者であった者の遺産

⁷ CFTC の「保証」の解釈に関する詳解については、解釈ガイダンスの 45320 ページ脚注 267 及び 45355 ページを参照。

⁸ <http://www.cftc.gov/ucm/groups/public/@lrfederalregister/documents/file/2013-17958a.pdf> において入手可能である。

⁹ 解釈ガイダンスの 45316 ページから 45317 ページ。

- (iii) あらゆる会社、組合、有限責任会社、ビジネス・トラスト若しくはその他の信託、社団、ジョイント・ストック・カンパニー、ファンド又は前述のいずれかと類似した企業形態（下記(iv)又は(v)に記載のものを除く）（以下、「法人」という）であり¹⁰、いずれの場合も米国内の州若しくはその他の法域の法律に基づき組織若しくは設立され、又は米国にその主たる事業所を有するもの¹¹。
- (iv) 年金プランが主に当該法人の外国人従業員のためである場合を除き、上記(iii)に記載の法人の従業員、役員又は社長のためのあらゆる年金プラン。
- (v) 米国内の裁判所が信託の管理について第一位の監督権を行使することができる場合、米国内の州又はその他の法域の法律に準拠するあらゆる信託。
- (vi) 上記(iii)に記載のない、あらゆる商品ファンド、合同運用勘定、投資ファンド又はその他の集団投資ビークルのうち、上記(i)、(ii)、(iii)、(iv)又は(v)に述べた1つ又は複数の者によって過半数を所有されているもの¹²。但し、非米国人に対してのみ公募が行われ、米国人に対して募集が行われない商品ファンド、合同運用勘定、投資ファンド又はその他の集団投資ビークルを除く¹³。
- (vii) 直接的か間接的かを問わず、上記(i)、(ii)、(iii)、(iv)又は(v)に述べた1つ又は複数の者によって過半数を所有されている、あらゆる法人（有限責任会社、有限責任組合、又はその所有者の全てが有限責任を有する類似の法

¹⁰ 非営利事業に従事する法人、米国の州、郡及び地方自治体並びにそれらの機関及び代行機関の組み入れに関しては、解釈ガイダンスの 45309 ページを参照。世界銀行等の国際金融機関の取り扱いについては、45353 ページ脚注 531 に述べられている。

¹¹ 集団投資ビークルに適用される「主たる事業所」の概念は、当該ビークルの性質上、特別な考察が必要であると CFTC は述べている。特に、ビークルの投資戦略の実行並びにビークルの組成及び/又は発起に関するシニア責任者の所在地について論じている。関連する考察の詳解については、解釈ガイダンスの 45309 ページから 45312 ページを参照。

¹² この判断を行うにあたり、一定の状況において集団投資ビークルは直接の投資家を「ルック・スルー」すべきであると CFTC は述べている。ルック・スルーがいつ必要であるかの詳解については、解釈ガイダンスの 45313 ページから 45314 ページを参照。さらに解釈ガイダンスは、本カテゴリーの解釈上、過半数の所有とは「株式又は議決権の 50%超の実質的所有」であると述べている。

¹³ 米国人カテゴリーから、非米国人に対してのみ公募が行われ米国人には募集が行われない集団投資ビークルを除外することに関しては、解釈ガイダンスの 45314 ページを参照。

人を除く)のうち、当該所有者が、当該法人の債務及び義務について無限責任を有するもの¹⁴。

(viii) その実質的所有者（又は共同口座の場合は実質的所有者のうちの1人）が、上記(i)、(ii)、(iii)、(iv)、(v)、(vi)又は(vii)に述べた者である、あらゆる個別口座又は共同口座（一任勘定であるか否かを問わない。）。

¹⁴ ある法人の過半数の所有者が、当該法人の債務及び義務について無限責任を有する米国人であるとみなされる状況に関しては、解釈ガイダンスの45312ページから45313ページを参照。